

福岡市の令和8年度新規事業等について

1 重度障がい者の受入れ支援

短期入所・生活介護を利用していない重度の医療的ケア児・者や強度行動障がいのある方を新たに受け入れる短期入所・生活介護事業所に経費（看護職員・生活支援員の人件費）の一部を補助することで、重度障がい者の受入れ先を確保します。

また、福祉型強化短期入所の空白地域で開設する事業所に対し、経費（看護職員の人件費）の一部を補助します。



2 こども病院での医療型短期入所の試行実施

最重度の医療的ケア児等の家族のレスパイトを支援するため、こども病院において医療型短期入所の受入れを試行します。

また、こども病院への送迎や、院内で日中見守りを行う馴染みのヘルパーの派遣を支援します。

3 障がい者スポーツセンターの基本構想策定

すべての障がい者がスポーツを楽しみ、挑戦し、障がいの有無に関わらずスポーツを通して交流が生まれるインクルーシブなスポーツセンターとなるよう、移転建替による機能強化に向けた基本構想を策定します。



4 障がい者支援アプリの導入

障がいのある方やその家族・支援者が、必要な情報により早く、わかりやすくアクセスできる環境を整備するため、スマートフォン向けのアプリケーションを導入します。



5 精神科病院入院者への訪問支援員の派遣

精神科病院入院者は、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、孤独感を感じ自尊心が低下しやすいことを踏まえ、医療保護入院者の希望に応じて、本人の話を傾聴し生活に関する相談を受ける訪問支援員を派遣します。

(精神保健福祉法改正による新規事業)

